令和4年度第1回神奈川県森林審議会議事録

○事務局(森林再生課)

定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第1回神奈川県森林審議会を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、森林再生課の伊大知でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、委員の皆様にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本審議会の委員定数 15 名の半数を超えておりますので、神奈川県森林法施行細則第2条 第2項の規定により本会は有効に成立していることを、まずご報告申し上げます。

続きまして、私から各委員のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介・事務局紹介・部長あいさつ・資料の確認)

○事務局(森林再生課)

それでは、ここからの議事につきましては、神奈川県森林法施行細則第2条第1項の規定により、古井戸会長に議長をお願いしたいと存じます。古井戸会長、よろしくお願いいたします。

○議長(古井戸委員)

皆様おはようございます。昨年度に引き続き会長を務めます、古井戸でございます。皆様 のご意見をいただきながら審議を進めて参りたいと思います。ご協力のほどお願い申し上 げます。

今年は森林計画の見直しの年ということでございまして、諮問事項として委員にお諮り するというところでございます。

それではまず、審議に入ります前に、本日の議事録署名人につきまして、指名させていた だきます。

國弘委員と石本委員にお願いします。

○國弘委員、石本委員

承知しました。

○議長(古井戸委員)

次に、本日の審議会の傍聴希望の状況と、非公開部分の有無について、事務局から報告を お願いします。

○事務局(森林再生課)

本日、傍聴希望の方及び、報道関係の方はいらっしゃいませんでした。また、本日の議題につきまして、非公開の事項はありません。以上です。

○議長(古井戸委員)

それでは、議事次第に沿って審議を進めていきたいと思います。

まず、議題1、諮問事項についてですが、本日の諮問案件は、「神奈川地域森林計画の改定(樹立)について」の1件でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(森林再生課)

森林再生課の鈴木と申します。「神奈川地域森林計画の改定(樹立)について」ご説明をいたします。

(資料に基づき説明)

説明要旨

- ・資料1-1により神奈川地域森林計画の改定案の観点・概要について説明
- ・資料1-2により森林計画制度・体系について説明
- ・資料1-3により計画案に対する森林審議会委員意見と対応について説明
- ・資料1-4、資料1-5を用いて計画案の変更箇所について説明

○事務局(森林再生課)

事務局から 1 点ご報告がございます。小泉委員から先ほど改めて欠席のご連絡が入りました。したがいまして本日の出席者は 13 名となります。いずれにしても委員定数 15 名の半数を超えておりますので、本会は有効に成立していることをまずご報告申し上げます。以上でございます。

○議長(古井戸委員)

ありがとうございました。諮問事項の説明については終了ということでよろしいでしょうか。

○事務局(森林再生課)

はい。

そうしましたら、今回、地域森林計画の5年ぶりの改定ということでございます。皆さま 方には大変分厚い計画書、新旧対照表を含めまして、事前に事務局の方からお配りいただい たものをご覧いただいて、意見もいただいているということでございますけれども、それに ついての対応箇所というのも説明いただきました。それ以外にも、その他の修正点について も説明をいただきました。

時間も限られていますが、ただいま諮問があった件について審議、意見をお願いします。

○白木委員

(資料1-5、21ページ)「木材資源を循環利用するゾーン」である林道から 200m範囲ですが、既設の林道からというわけではなく、例えば山持ちさんがここいいなと思って林道を作りたいと思った場合に、新しくできた際にそこから 200m と捉えてよいでしょうか。

○事務局(森林再生課)矢崎課長

かながわ森林再生 50 年構想のゾーニングにおいては、既設の林道において区域設定をしています。というのは、神奈川県においては林道整備がおおむね完了しており、その後は森林作業道の作設を進めるものと考えているからです。

新規の開設というものがあれば、当然そこから 200m が木材循環利用ゾーンになりますが、 ゾーニングとしては、既設のものを基本として作っています。

○白木委員

かながわ森林再生 50 年構想のパンフレットにある「林道」の定義は、林道及び森林作業 道と考えてよいのでしょうか。そこから 200m ということでしょうか。

○事務局(森林再生課)矢崎課長

作業道は林道の枝葉の部分と考えており、あくまでもゾーニングは林道のみを基準にそこから 200m として「木材資源を循環利用するゾーン」を設定しています。その中で作業道を整備しています。

〇白木委員

その理解で山持ちさんにも理解を得られているのでしょうか、意見の齟齬が生じないで しょうか。

○事務局(森林再生課)矢崎課長

ゾーニングは政策の方向性なので、強制するものではありません。ゾーニングをして、目指す方向性を示しているものになります。

○白木委員

わかりました。目指す方向性ということなのですね。もう 1 点、200m についてですが、 搬出方法については、架線など特に無いのでしょうか。

○事務局(森林再生課)矢崎課長

搬出方法は地形に応じて適切なものがあるとおもいます。搬出間伐の配慮指針を定めて おりまして、林地の保全に十分配慮することを方針としています。

○白木委員

はい。ありがとうございます。

○議長(古井戸委員)

白木委員の意見ですが、かながわ森林再生 50 年構想でいう「林道」は、現在存在する林道であること。200m は林道からの範囲であり、作業道は枝葉であること。搬出方法は特に指定しない、強い制限をかけるものでない、とのことのようです。

それでは他の意見はありますか。

〇石本委員

(資料1-3)委員意見への対応の、ナラ枯れ被害についての修正について、今回の変更によって、ナラ枯れ対策は駆除以外のものも幅広く行うようになるのでしょうか。

○事務局(水源環境保全課)井出課長

ナラ枯れについてですが、県ではナラ枯れ被害対策ガイドラインを定め、県、市町村、事業体と共有しておりまして、その内容と地域森林計画に齟齬があったので意見を受けて修正しました。

被害状況などに応じて、対策について考えていこうというのがガイドラインです。初期の 段階で被害が広がっていなければ、樹幹注入などの予防を行い、被害が広がっているならば 予防が追い付かないので、安全面での対策として倒木等の被害の危険がある木の伐採、被害 範囲が広がらなくするための伐採などを行うことを定めています。

現状神奈川県ではかなり被害が蔓延しており、南側から北側に移動していますが、未だ広い範囲で被害が発生しているので、ガイドラインに沿って対応してもらっているところです。

○議長(古井戸委員)

事前意見でご指摘いただいた部分での修正ということでした。他には何かありますか。

○新倉委員

(資料1-3) 同じ箇所で、「御意見御提案など」と「御意見等への対応」の関連性・対応関係について質問します。

(資料1-3)64ページの御意見の趣旨としては「倒木後の対応では消極的である」ので、それに対する対応を見直したいという内容だと思うのですが、対応は「全量駆除は困難なので様々な対応を」という内容で、回答内容として対応していないのではという印象を受けました。

ただし、もともとの文章を見ますと全量の駆除は困難なことから倒木した場合危険な被害木等々を優先して対策を行うとのことになっておりますので、元より倒木した場合の危険性に備えて、倒木前に未然に防ぐ・発生しないように対策を行うといったことが、そもそもの趣旨であるとも思ったのですが、考えをお聞かせください。

○事務局(水源環境保全課)井出課長

ご意見の中にもありますが、ナラ枯れ被害については倒れた場合に危険なもの等を優先して対策するとあります。ただ実情としては、被害の段階により状況を見極めて、ガイドラインに沿って実施しています。

倒木となった際に危険が生じる木というのも、被害が蔓延すると増えてしまうものです ので、各自治体優先度をつけて対応してもらっています。

○事務局 宮本部長

今のお話というのは、「倒木した場合に」危険な被害木などを保全するような対策を行う という意味で捉えるのかというところだったと思うのですが、「倒木した場合に危険な被害 木」ですので、この質問でいただいたのはまさにその部分の主旨のことです。

そういう意味では今委員からお話があったように、すでに記載はされている部分ではございます。そこをもう少ししっかりと対応欄に記載するべきだったかもしれません。そこは申し訳ございません。以上です。

○議長(古井戸委員)

よろしいでしょうか。ナラ枯れの被害というのは、森林そのものの被害と、追随して発生 する人間に対する被害の両方が入っているということですね。それに対する対策を行って いくと考えてよろしいでしょうか。

○事務局(水源環境保全課)

はい。

他にいかがでしょうか。

○白木委員

(資料1-4)35ページで、「合法的に伐採されている」という追記がありますが、例えば神奈川県内で盗伐ですとか、森林境界があいまいで結果的に違法に伐ってしまった木というのが生じてきていることによって新たに記載しているのかどうか、お聞かせください。

○事務局(森林再生課)

こちらについては、境が明確でないことにより生じた誤伐もあります。「合法的に伐採されている」というのは、伐採届の届出有無等をふまえて確認や証明をしています。境が不明確であることによる誤伐の可能性はありますが、県内では概ね合法的に伐採されています。

○事務局(森林再生課)矢崎課長

補足です。ここでいう「合法的な伐採」の主たる意味は、「適正に管理された森林から出た木材」ということです。

東南アジアや南米などでは、自然保護がされている地域であるにも関わらず非合法に木材が伐採されることにより大きな環境破壊につながっています。「合法的な伐採」は、このような状況を改善するための世界的な取り組みで、その流れを受けて我が国としても取り組んでいます。

合法木材のガイドラインというのを国が定めておりまして、それに則って林業・木材産業の業界の方々が合法の木材を生産・入手するために、合法的に生産された木材であることの証明書類を出しています。トレーサビリティについて保証することで、川上から川下まで合法木材が流通するしくみがあります。全国的にも基本的な考えとしてあるため、今回の地域森林計画についても記載を追加しました。

○白木委員

ありがとうございます。ということで、神奈川県では盗伐の被害はないということでしょうか。

○事務局(森林再生課)矢崎課長

いま一つ、それらしき案件がありますけれど、それ以外はないです。

○白木委員

わかりました、ありがとうございます。

合法伐採に関する意見でございました。他に意見はございますか、いかがでしょうか。

○武生委員

計画にあたっての基本的な考え方の部分についてですが、「3 つの基本的な考え方」の中で、奥山は自然林を再生していくというのは評価できますが、山地域については木材搬出が可能なエリアを除いて、生物多様性保全の観点から人工林から混交林へ誘導するとされています。ただ混交林という林型は、木材生産林としても中途半端で生産性が悪く、また生物多様性保全の観点からも中途半端であり、目標としては不適当です。山地域の混交林とする場所の中でも、木材生産を維持していく場所とそうでない場所を明確にゾーニングし、木材生産を維持しない場所については将来的に自然林を再生していくという趣旨を明確にしたらいかがでしょうか。

また木材生産ではなく生物多様性保全を主目的とする森林であることを明確にすることで、次期生物多様性国家戦略の柱となる OECM においても、生物多様性保全地域としての面積的な算入も可能になる可能性があり、有効な施策となってきます。次期生物多様性地域戦略との連携についてもお考えをお聞かせください。

○事務局(森林再生課)矢崎課長

神奈川県内の長期的な構想として、先ほどよりかながわ森林再生 50 年構想について説明させていただいておりますが、この構想は平成 18 年に作成し、50 年間の取組として混交林化等の森林再生の方向を示しています。混交林からその先、自然林にしていく方がよいという考え方についても理解できるのですが、50 年構想に基づいて地域森林計画を作成しているため、50 年構想の見直しというタイミングにおいて、混交林化のその次の目指す方向性についての議論も行っていきたいと考えています。

今は50年構想を見直すタイミングではないため、記載内容について御理解いただければ と存じます。

○武生委員

多分、神奈川県が言う混交林は、森林・林業基本計画でいう育成複層林とイコールなのかなと思うのですが、国の指針の育成複層林の育成に関する資料を見ると、国の方針としては混交林だけでなく場所によっては広葉樹林自然林の積極的な再生を行うことが含まれています。実際に事務局からの説明でも将来的な自然林の再生を視野に入れているとのことでしたので、「混交林」という表現にあまりこだわらず、自然林の再生も目標に含めてもいいのでないでしょうか。

○事務局(森林再生課)矢崎課長

まず国の言う「育成複層林」は、上木下木とも針葉樹も含まれていますし、通常は針と広なので、針広混交林が含まれているものと考えてよいと思います。ただ、混交林という表現の方が見慣れており分かりやすいかと考え、あえてそちらを採用しているところです。

混交林の先については、県としては、混交林までもっていければ、針葉樹人工林のような 手入れが必要なくなるという考え方から、まず混交林にというところです。その後、混交林 から自然林へ遷移していけばよいのですが、自然の遷移に任せて、残っている針葉樹が広葉 樹に置き換わっていくかどうかは、長期的に観察していく必要があると考えています。

観察結果も踏まえまして、50 年構想見直しのタイミングで、残された針葉樹が長期的に どうなっていくのかも含めて考えていく必要があると思います。

○武生委員

意図としては承知しました。

○議長(古井戸委員)

文言についての修正はいかがでしょう。

○武生委員

文言の修正については、計画の中に多様な生き物を保存するということを書き込むなら、 検討してもいいのではと思うのですが、50 年構想に合わせた形ということならお任せしま す。

○議長(古井戸委員)

ほかに何かご意見ご質問ございませんか。それでは、まとめさせていただきます。 いくつか貴重なご意見いただきました。

まずは、林道から 200m について、そもそも「林道」の定義は何なのか、搬出方法に指定 はあるのか、これは言葉の使い方の確認ということで事務局より回答いただきました。

続いて、ナラ枯れに関して、今回の修正の意図に関する確認がありまして、事務局より説明いただきました。

合法伐採についてもご意見ありました。盗伐については、ほとんど件数がないということです。基本的に計画制度の中での制限が守られているということが重要で、さらにトレーサビリティも加えて、合法であることを証明する取り組みについて説明いただきました。

武生委員からいただいた混交林についてですが、自然林という言葉を本審議会の説明でも使用していたことから、言い換えするのはいかがかといった提案でした。ただ必ず変えるべきといった強い要望ではないようです。

皆様からいただいたご意見は事務局に受け止めていただき、今後の取組に生かしていた

だくこととして、本案に対しては、特段の異議はなしとしてよいかと存じますので、そのように答申してよいでしょうか。

(異議なし)

○議長(古井戸委員)

ありがとうございました。それではこれで諮問案件についての審議を終了します。 続いて、議題の2、報告事項に移らせていただきます。

では、1件目「令和3年度神奈川県森林審議会答申における付帯意見への対応について」 事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(森林再生課)

それでは「令和3年度神奈川県森林審議会答申における付帯意見への対応について」ご説明をいたします。

(資料に基づき説明)

説明要旨

・資料2により、令和3年度神奈川県森林審議会にて審議された諮問事項「地域森林計画の変更について」、答申に付帯した意見への対応について説明

○事務局(森林再生課)

ありがとうございました。こちら、去年の森林審議会での付帯意見ですので、報告事項で すけれども何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。では報告事項のアについては以上で終わります。

続いて、報告事項2件目のイ「林地開発許可の状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(水源環境保全課)

水源環境保全課の佐々木と申します。それでは「林地開発許可の状況について」ご説明を いたします。

(資料に基づき説明)

説明要旨(資料3)

- 1 林地開発許可制度について
- 2 現行で効力のある林地開発許可の状況について
- 3 新規許可・変更許可の状況について

ありがとうございました。ただいまの報告事項について何かご質問等ございますか。

○白木委員

新規の太陽光発電のものは大きな内容かと思いますが、林地開発許可の4つの基準に照らし合わせて許可をされたかと思います。ただ、すぐさま災害に繋がらなくとも、土砂の流出が激しくならないか、という観点もあると思います。

何かしら、濁水が出ないように配慮するなどの観点もあるとよいのではないでしょうか。 太陽光発電には限りませんが、申請を受けて、災害や土砂流出等に配慮する内容はありますか。

○事務局(水源環境保全課)

土工については他の目的の場合でも同様ですが、切土・盛土法面の勾配が現地に適合したもので、必要に応じて小段の設置など、崩壊防止の措置が適切に講じられていることを確認しています。また、切土・盛土法面が浸食される恐れがある場合には、植生による法面保護、種子散布工の措置が講じられていることを確認しています。

排水施設については10年に1回あると考えられる降雨量に対し十分な能力・構造を有する排水施設が設けられること、水害防止については設置される調整池が30年に1回あると考えられる降雨量に対して十分に放流量を調節できる構造であることを確認しています。

水の確保に関しては、下流部に当該森林の水源かん養機能に依存する地域はありません。 開発区域から土砂が流出しないように、開発区域内に沈砂池を、これは調整池機能を兼ねていますが、設置する計画となっています。

環境保全としては、開発区域の森林率が 55.65%となっておりまして、この森林すべてが 残置森林となっています。

太陽光パネル間は、種子散布によって緑化されることを確認したところでございます。

○白木委員

わかりました。聞き忘れてしまったのですが、地形の傾斜について基準はあるのでしょうか。 急傾斜にパネルがあるとおっかないなと思いまして。

○事務局(水源環境保全課)

パネル設置場所の勾配について基準はありませんが、切土ですとか、盛土を行う場合にはそれらの勾配を定めています。具体的には切土勾配が 1:1、小段を 1.5m、5m ごとに。盛土 勾配が 1:1.5、小段は切土同様に設置します。

○白木委員

どうもありがとうございました。

ほかに何かご質問ございませんか。それでは本件はこの程度にしたいと思います。

以上で、本日予定されている諮問事項、報告事項は全て終了いたしました。

委員の皆様、最後になりますがご意見についてはよろしいでしょうか。それではわたくしの方から1点、林地開発許可について意見を述べさせていただきます。

政令改正が行われ、来年の 4 月からはこれまで 1ha 未満が許可不要だったところ、太陽 光については 0.5ha 未満で許可不要に規制が強化されました。

この審議会では、今日の参考資料(関係法令集)にもありますが、平成12年3月神奈川 県森林審議会から知事へ答申をしております。その答申で1件10へクタール未満の林地開 発行為は報告案件となりましたが、付帯意見として面積要件については将来的には状況に 応じた見直しができるよう配慮してください、としています。

今回、国の基準が4月の時点で変わることがわかっている状況ですので、審議会の基準や扱いについても、例えば太陽光発電については10ha未満で特段重要なもの以外は報告としているところですが、多少検討することが望ましいのでないかと思います。本件につきましては、最終的には審議会で議論して平成12年の答申内容について変更することを決める手続きになると考えておりますが、事務局で検討をお願いしたいと思います。

他に意見はよろしいでしょうか。

それでは、お時間となって参りましたので、審議は以上といたします。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。これで議長の任は降ろさせていただき、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局(森林再生課)

長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和4年度第1回神奈川県森林審議会を閉会させていただきます。お疲れ様でございました。

以上の議事を明確にするため、本議事録を作成し、本審議会の指名した議事特署名人が記 名押印する。

令和4年12月16日

議事録署名人 國 弘 明 子